

令和5年度がん対策広報媒体（がん検診ガイド及びがん検診無料クーポン券等配布用封筒）広告募集要領

1 広告媒体

(1) 令和5年度保存版がん検診ガイド

ア 内容

名古屋市民向けの、名古屋市が実施している各がん検診の内容や実施場所等を掲載したリーフレット

イ 規格

B5 32 ページ 4色カラー

全市共通ページ（1～25 ページ、裏表紙）と区版ページ（表紙、26～31 ページ）で構成

ウ 差出対象

名古屋市内全世帯

エ 差出部数

1,155,000 部（配布時の世帯数で前後）

オ 差出月

令和5年4月

カ 差出人

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

(2) 令和5年度版がん検診無料クーポン券等配布用封筒

ア 内容

特定の年齢の市民に、検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券や検診を受診できる医療機関一覧等を封入し、配布する封筒

イ 規格

洋形長3号（120mm×235mm） 4色カラー

グラシン窓1か所、封入物が透けないもの

ウ 差出対象

令和5年4月1日現在、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳の市民

エ 差出部数

371,000 部（配布時の人数で前後）

オ 差出月

令和5年6月

カ 差出人

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

2 広告の範囲

- (1) 名古屋市健康福祉局広告掲載要綱第3条に定めるもの
- (2) 次の事項に該当しないもの
 - ア 医療機関
 - イ 歯科医療機関

3 募集する広告

(1) 令和5年度保存版がん検診ガイド

- ア 掲載面等
 - 枠数 4枠
 - 色数 4色カラー
 - 掲載面 別添1のとおり
- イ 掲載料金
 - 裏表紙中段(40mm×81mm) 4枠(2×2枠)
 - 1枠あたり70,000円(消費税込み)以上
- ウ 入稿形態
 - 完全データにて入稿してください。
- エ 入稿締切
 - 令和5年1月27日(金)
- オ その他
 - (ア) 名古屋市健康福祉局広告掲載要綱(以下「要綱」という。)を遵守してください。
 - (イ) 広告面には、連絡先を明示してください。
 - (ウ) 広告掲載事業者には、申込状況に応じた部数を納品します。

(2) 令和5年度版がん検診無料クーポン券等配布用封筒

- ア 掲載面等
 - 枠数 2枠
 - 色数 4色カラー
 - 掲載面 別添2のとおり
- イ 掲載料金
 - 裏面(55mm×90mm) 2枠
 - 1枠あたり50,000円(消費税込み)以上
- ウ 入稿形態
 - 完全データにて入稿してください。
- エ 入稿締切
 - 令和5年1月27日(金)
- オ その他
 - (ア) 名古屋市健康福祉局広告掲載要綱(以下「要綱」という。)を遵守してください。

(イ) 広告面には、連絡先を明示してください。

4 申込方法

(1) 広告掲載を希望する事業者等は「令和5年度がん対策広報媒体広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、次の申込先まで郵送、ファックスまたは電子メールで送付してください。

【申込先・担当課】

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

TEL 052-972-2637

FAX 052-972-4152

E-mail a2637@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 申込締切

令和4年12月16日（金）17時必着

5 広告の選定方法及び掲載手続き

(1) 広告掲載者の選定方法

広告の審査を行います。審査にあたり、広告依頼者（実際に広告を掲載する企業等）に関する資料の提出を求めることがあります。募集枠数を超える場合は、1枠あたりの提示金額の高いものから順に決定するものとし、提示金額が同額の場合は抽選により決定させていただきます。

(2) 掲載手続き

ア 広告掲載決定の通知を行います。なお、審査又は抽選等の結果、非掲載となった応募者に対してもその旨通知いたします。

イ 広告の掲載決定後「令和5年度がん対策広報媒体広告掲載に関する契約書」を作成し、当該契約書に基づいて、広告の掲載に関する契約を締結させていただきます。

6 その他

(1) 広告の内容、デザイン（以下「広告の内容等」という。）がこの要領及び要綱に違反していると認められる場合は、期限を定めて広告の内容等の改善を求めます。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取り止めることがあります。

ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

イ 指定した期日までに広告掲載の原稿の提出が行われない場合

ウ 上記（1）の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合

エ その他、広告掲載決定後に広告掲載が不適当となる事由が判明したとき

- (3) 広告掲載決定通知を受けたもの（以下「広告主」という。）は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができます。ただし、印刷終了後においては、取り下げができません。
- (4) 上記（2）及び（3）に該当する場合でも、すでに納付済みの広告掲載料の返還は行いません。なお、その時点で広告掲載料を納付していない場合には、速やかに納付していただきます。
- (5) 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を返還します。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとします。
- (6) その他、広告の掲載に関しては本市職員の指示に従ってください。